

京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(費用の負担を要しない場合)

第2条 条例第9条第3項、第12条第6項及び第13条第5項（条例第14条において準用する場合を含む。）に規定する別に定める場合は、不良な生活環境を生じさせたことについて、その状態を生じさせた者の責めに帰すべき事由がないと市長が認める場合とする。

(算定基準)

第3条 条例第9条第4項（条例第13条第6項（条例第14条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する別に定める算定基準は、次の各号に掲げる費用について、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（次号において「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1に掲げる手数料に相当する額
- (2) 法第2条第4項に規定する産業廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用 当該収集、運搬及び処分の委託に要する費用の額
- (3) 特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等（同法第2条第3項に規定する再商品化等をいう。以下この号において同じ。）に要する費用 当該収集及び運搬並びに再商品化等の委託に要する費用の額
- (4) 撤去し、又は移動する物（前3号に掲げるものを除く。）の運搬に要する費用 当該運搬の委託に要する費用の額
- (5) 撤去する物（第1号から第3号までに掲げるもの及び動物を除く。）の保管に要する費用 当該保管の委託に要する費用の額
- (6) 動物の引取り又は収容に要する費用 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア 保健センター又は京都市家庭動物相談所が動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定により犬又は猫を引き取る場合 京都市衛生関係手数料条例別表

動物の愛護及び管理に関する法律の項に掲げる手数料に相当する額

イ 犬、猫その他の動物をその収容のための施設（保健センター及び京都市家庭動物相談所を除く。）に収容する場合 当該施設への収容の委託に要する費用の額

(7) 草刈り又は樹木の枝の切除に要する費用 当該草刈り又は樹木の枝の切除の委託に要する費用の額

(8) その他の費用 実費の額

2 条例第12条第7項において準用する条例第9条第4項に規定する別に定める算定基準は、前項第5号、第6号イ及び第8号に定めるところによる。

(軽微な措置)

第4条 条例第14条に規定する別に定める軽微な措置は、次に掲げるものとする。

(1) 堆積し、又は放置されている物の撤去

(2) 堆積し、又は放置されている物の移動

(3) 動物の収容

(4) 草刈り

(5) 樹木の枝の切除

(6) 消臭、防臭又は殺虫のための薬剤の使用

(7) 前各号に掲げるもののほか、これらと同程度の措置で市長が必要と認めるもの

(身分証明書)

第5条 条例第13条第3項（条例第14条において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書の様式は、第1号様式とする。

2 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第2号様式とする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条（条例第13条第5項（条例第14条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）及び第3条第1項（条例第9条第4項を条例第13条第6項（条例第14条において準用する場合を含む。）において準用する部分に限る。）の規定は、平成27年1月1日から施行する。

第1号様式 (第5条関係)

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例第13条第1項の規定により緊急安全措置を行い、又は同条例第14条の規定により軽微な措置を行う職員であることを証明します。	
年 月 日	
京都市長 印	

第2号様式 (第5条関係)

第 号	
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、京都市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例第16条第1項の規定により立入調査又は質問を行う職員であることを証明します。	
年 月 日	
京都市長 印	